

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に
伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要
綱（別添諮問文記の2のうち「キャリア形成促進助成
金制度の改正」に係る部分）

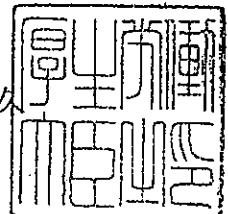
厚生労働省発職派0918第5号

平成27年9月18日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1. 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則案要綱（別紙1）
2. 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱（別紙2）
3. 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針案（別紙3）

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案
要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一・二 (略)

三 キャリア形成促進助成金制度の改正

青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が雇用契約を締結後五年を経過していない労働者であつて、三十五歳未満のものに若年人材育成型訓練を受けさせる場合は、当該訓練の運営に要した経費等に対する助成の割合を二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の一）とすること。

第二 その他

- 一 この省令は、平成二十七年十月一日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとすること。